

(写)

4 消安第3341号  
令和4年9月22日

各都道府県肥料・農薬担当主務部（局）長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について（依頼）

平素より肥料・農薬行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、このたび、警察庁から別添「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」（令和4年9月22日付け警察庁丁備企発第186号）（以下「警察庁通知」という。）のとおり依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれでは、警察庁通知の趣旨を踏まえ、行政区域内の爆発物の原料となり得る肥料・農薬を販売する事業者に対し、下記内容について、周知・指導の徹底をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、肥料の販売業者又は農薬の販売者に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いします。

なお、本件については、別紙のとおり当職より肥料・農薬関係団体の長に通知していることを申し添えます。

記

- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適切な管理を徹底すること。
- 2 上記化学物質の取引に際しては、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行うとともに、特にインターネットを利用した販売を行う場合には、本人性を確実に確認するための措置を講じること。
- 3 上記化学物質の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連續して購入しようとする者、又は氏名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否

し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人定事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱に不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。

- 4 上記化学物質の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点解明に向けた必要な情報提供を行うこと。